

『体系・新博物館学』全3巻出版  
プレシンポジウム第2回

(写真提供：八戸市美術館)



# 博物館はなぜ 存在するのか？

「ところ」「もの」「ひと」の

現実と対峙する

2025年

7月13日(日)

13時～16時40分

明治大学駿河台キャンパス

グローバルフロント・グローバルホール



# 博物館はなぜ存在するのか？

「ところ」「もの」「ひと」の現実と対峙する

## プログラム

13:05 ~ 博物館とは一体何か  
13:20 博物館の基本的要素と機能  
問題提起 / 「ところ」「もの」「ひと」の観点から改めて博物館学を問う  
◎浜田弘明 桜美林大学 教授

13:20 ~ 日本の博物館はどう計画・運営されているのか  
13:45 博物館のミッションと建築の関係性 / 博物館を建築計画から問う  
問1 ◎佐藤慎也 日本大学 教授・八戸市美術館 館長

13:45 ~ 博物館のコレクション管理はどのように変遷し、これからどう応えていくべきか  
14:10 博物館のコレクション管理と持続可能性 / 収蔵庫問題の本質を問う  
問2 ◎金山喜昭 法政大学 名誉教授

〔休憩〕14:10 ~ 14:20 (10分間)

14:20 ~ 博物館は何をどう見せているのか  
14:45 今日の社会に求められる展示・公開 / 博物館をひらく観点から問う  
問3 ◎駒見和夫 明治大学 教授

博物館専門職の専門性とは何なのか  
14:45 ~ ガラパゴス化した日本の博物館専門職  
15:10 / 英米館の職種細分化との対比から考える  
問4 ◎瀧端真理子 追手門学院大学 教授

15:10 ~ 市民は博物館とどう関わっていくのか  
15:35 博物館実践の多様性を描く / 鶴田博物館論から伊藤博物館論へ  
問5 ◎栗山 究 法政大学・早稲田大学ほか 非常勤講師

〔休憩〕15:35 ~ 15:50 (15分間)

15:50 ~ 博物館がかかえる課題と博物館学 ◎ファシリテーター: 浜田弘明  
16:40 討論 ◎パネリスト: 各発表者・内川隆志 國學院大學教授・田中裕二 静岡文化芸術大学准教授

## 講演者紹介

HAMADA Hiroaki

浜田弘明 桜美林大学 教授

SATOH Shinya

佐藤慎也 日本大学 教授・八戸市美術館 館長

KANAYAMA Yoshiaki

金山喜昭 法政大学 名誉教授

KOMAMI Kazuo

駒見和夫 明治大学 教授

TAKIBATA Mariko

瀧端真理子 追手門学院大学 教授

KURIYAMA Kiwamu

栗山 究 法政大学・早稲田大学ほか 非常勤講師

UCHIKAWA Takashi

内川隆志 國學院大學 教授

TANAKA Yuji

田中裕二 静岡文化芸術大学 准教授

# 開催趣旨

博物館の存在意義は、現在、大きな転換期を迎えている。国際的には 2022 年に ICOM の「博物館の定義」が改訂され、博物館は常に、時代や社会とともに変化・進展してきた。国内でも 2022 年に博物館法が一部改正され、根拠法や資料の扱い、さらに社会とのかかわりなどに新たな観点が加わり、博物館のあり方に大きな変化を求めるものとなっている。

\*

博物館の役割が時代の要請に応じてますます多様なものとなりつつある中、社会と響きあう姿を創り上げていくためには、「博物館とは何か」を考えることをしていかなければ道筋を見出すことはできない。つまり、博物館の理論と実践の考究、すなわち博物館学という思考のもとでこそ、現在の社会に適った博物館のありようが導き出せるのではないだろうか。博物館学は博物館の羅針盤となるはずである。そのためには、博物館学という考究のあゆみや議論をふり返り、現在および将来の博物館、さらには社会に対してこの学がどのような役割を持ち得るのかの追究が必要と考える。

\*

近年多発する大規模自然災害やコロナ禍の中において博物館は、不要不急の施設として取り上げられたりしている。しかし、そのコレクションは学術研究の基盤となるものであり、博物館は経済的・観光的観点においても貢献できる存在である。さらに博物館は、学びの拠点であることはもとより、心が病んだ時や傷ついた時、人々の拠り所としてなくてはならない存在でもある。

\*

このような認識に基づき、本シンポジウムでは「博物館はなぜ存在するのか？」を命題に掲げ、博物館の基本的要素である「ところ」「もの」「ひと」の立場から従来の博物館学各論を見直し、日本における博物館の存在意義や活動のあり方について改めて問いかけをしたい。

これからの博物館学を考える会



# 博物館の基本的要素と機能

—「ところ」「もの」「ひと」の観点から改めて博物館学を問う—

浜田弘明

## 1 時代とともに変わる博物館とその普遍性

2023年4月に改正博物館法が施行され、第1条の目的には社会教育法の本質に加え文化芸術基本法の本質に基づくと追加された。戦後80年の間に、5,500館余り設置された国内の博物館は、多様化の一途をたどり、住民の社会教育機関として機能するとともに、文化芸術機関として進展してきた。

さらに今回の法改正では、第3条の事業に、博物館資料に係る電磁的記録を作成（デジタル・アーカイブ化）し、公開することが明示された。今世紀に入り、情報化・デジタル化が進展し、博物館においても、資料のデジタル・アーカイブ、ホームページの開設やSNSによる情報発信、さらにはデジタル・ミュージアムやバーチャル・ミュージアムが登場するようになった。

こうしたデジタル化の波の中で、収蔵が限界に達している博物館も少なくなく、一部の博物館では資料をデジタル保存して、実物を廃棄するというショッキングな事例も耳にするようになってきた。こうした現実を目の当たりにすると、博物館本来の使命が本末転倒してしまっている印象を拭い去ることができない。さらには、実物資料を持ち学芸員が配置されていれば、展示室がバーチャルであっても博物館とする、という考え方が登場していることも大変懸念される。

博物館は本来、実物資料を収集し、保管し、研究して、リアルな場で人々に公開する機関のはずであるが、デジタル化社会の中でその方向性に異変が生じてきたように思われる。ここでは改めて、博物館が存在する意義とその社会的役割を問うこととしたい。

## 2 博物館が博物館であるためには何が必要なのか

鶴田総一郎（1956）は、「博物館学総論」（日本博物館協会編『博物館学入門』理想社）の中で、「博物館の目的的分析」結果として、博物館が博物館であるための基本的構成要素と基本的機能を掲げている。「博物館の目的の結果的分析」としての基本的要素は3つあり、その第一は「もの」つまり博物館資料であり、第二は「ところ」つまり土地・建物・設備等の博物館施設、そして第三は、博物館を運営する学芸員を主とする博物館職員とその利用者（市民）である「ひと」である。

博物館は、博物館法第2条及び第3条や新旧の基準において、資料を所有していることが前提とされ、1952年5月23日付の文部省「博物館の登録審査基準要項（通達）」では、「資料は、実物であることを原則」とし、借用でない方法で収集することが明示されている。当たり前の要件ではあるが、今世紀に入り、登録博物館となることの出来ない国立新美術館や、博物館類似施設の美術館の中には、借用を前提とし、資料を持たないところも登場している。借用資料に頼る施設は、言うまでもなく博物館ではなくギャラリーである。

学芸員が常駐して調査・研究を行い、収集した資料を整理・保管し、展示して教育を行う「ところ」として、敷地を含めた施設・設備の整備は必要不可欠である。今世紀に入り、デジタル・ミュージアムやバーチャル・ミュージアムなどが登場し、仮想空間のものにまで博物館の名を付しているが、「もの」を保管し公開する以上は、具体的な「ところ」を有することが必要条件となる。

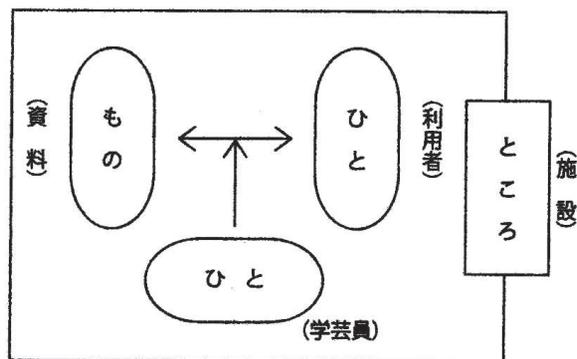


図1 博物館の基本的構成要素

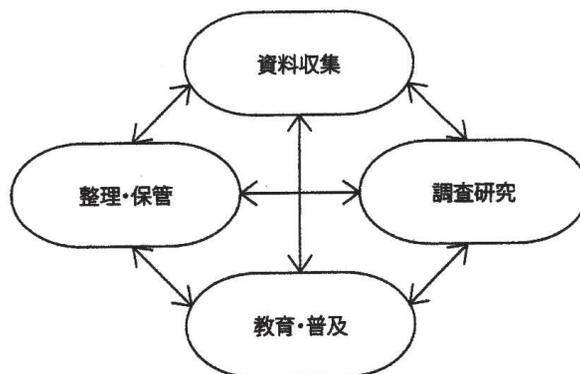


図2 博物館の基本的機能

博物館法第4条や新旧の基準においては、事務職員・技術職員等のその他の職員は「置くことができる」と規定としているが、館長・学芸員は「置く」とされ、必置としている。1973年に定められた「公立博物館の設置及び運営に関する基準」では、学芸員数を規定していたが、その後1998年5月29日に閣議決定された「地方分権推進計画」に基づき、同年12月7日付の生涯学習局長通知において、その定数規定は撤廃され、学芸員は必置であるものの、現在は「必要な数」を置くこととなっている。

「もの」がなければ博物館とは言えないし、「ところ」が無くして博物館は成り立たない、また「ひと」がいなくては博物館は機能しない。つまり博物館とは、博物館資料という「もの」を媒介とし、それを置く博物館施設「ところ」を利用して、博物館職員（学芸員）が利用者（市民）である「ひと」に働きかける場であると言え、「もの」と「ひと」とを結び付ける「ところ」なのである（図1）。

### 3 基本的要素と機能から改めて博物館とは何かを問う

また鶴田総一郎は、「博物館の目的の機能的分析」として、基本的機能に資料収集・整理保管・調査研究・教育普及の4つを掲げている。収集・保管に関しては、資料収集の一連の流れであることから、これをまとめて一つの機能とし、収集保管・調査研究・公開教育3つの機能とする立場もあるが、「もの」を選定・検討して収集するという行為と、それを整理・分類して保管する行為とはやはり違うものとする（図2）。

博物館では、対象となる「物（素資料）」の調査研究を行い、それによって得た「情報（データ）」を踏まえて収集している。それゆえに、資料を収集する上で、調査研究は欠くことが出来ない。また収集された資料は、清掃・くん蒸・修復・復元などの作業を経て、分類して収蔵され、市民の公共財産として恒久的に後世に残すこととなる。

つまり博物館は、それらの実物資料（もの）を仮想空間（バーチャル）ではなく、現実（リアル）の場（ところ）で市民（ひと）に公開することこそ、博物館が博物館として存在する意義があるのである。また、資料を公開するリアルな場があってこそ博物館は、地域社会と連携を図り、コミュニティーの参加を可能とするのである。

#### 参考文献

- 伊藤寿朗 1993 『市民の中の博物館』 吉川弘文館
- 鶴田総一郎 1956 「博物館学総論」 日本博物館協会編 『博物館学入門』 理想社
- 浜田弘明 2012 『博物館の新潮流と学芸員』 御茶の水書房
- 浜田弘明編 2014 『博物館理論と教育』 朝倉書店

# 博物館のミッションと建築の関係性

— 博物館を建築計画から問う —

佐藤慎也

## 1 博物館のミッションの建築空間化

筆者が、建築を専門とする立場で博物館建築の見学に行くと、学芸員や運営者たちから「ここが使いにくい」と言われることがしばしばある。もちろん、設計の問題により使いにくい場合もあるのだが、その博物館建築がなぜそのように設計されているのか、ということが利用者に理解されていない故の苦情である場合も少なくない。

博物館の設立に際しては、当然、ミッションが掲げられる。そのミッションに従って設計されるため、博物館建築は、そのミッションの建築空間化が試みられたものである。ところが、そのミッション自体は、博物館で行われる活動そのものを示すことになるので、それがそのまま建築空間に翻訳されるわけではない。そこで、そのミッションは、まずはその活動を行うための機能を持った部屋（大きさ、天井の高さ、設置される設備）へと翻訳されることになる。同時に、予算・計画地といった現実的な条件もあわせて検討される。そして、その段階では設計者が決定していないことがほとんどなので、その翻訳作業は、学芸員を含む設置者、運営者、コンサルタント、もしくは筆者のような建築計画の専門家によって行われる。基本計画や基本設計と呼ばれる段階は、これらの作業を意味している。

そして設計者が決まり、予算・計画地などの条件にもとづいて設計（基本設計・実施設計）が行われる。しかし、その設計者はあくまでも建築設計のプロフェッショナルであり、必ずしも博物館建築の設計のみに特化したプロフェッショナルとは限らない。特に公共の博物館建築の設計においては、設計者選定の公正性、透明性、客観性を確保するために、コンペティションやプロポーザルといった選定方式が採られ、魅力的な建築空間を実現できる設計者は選定されるであろうが、その設計者が博物館の専門的な知識を有しているとは限らない。そもそも設計者は、あらゆる種類の建築物を設計することを生業としているので、そのすべてに対して専門的な知識を有することはなかなか難しい。そうすると、その設計者に伴走する、博物館運営と博物館建築の双方の専門的な知識を有する人物が不可欠となる。

もちろん、広大な計画地と潤沢な予算があれば、設計者や設置者にとって、いくらでも理想的な博物館建築を実現できるのかもしれない。しかし、実際には限定的な条件のもとで、さまざまな判断が下されることになる。ときには妥協しなければならない場面もあるだろう。それらの判断の結果、博物館建築は完成する。もし、そのプロセスを把握した人が完成後の運営に関わっている場合には、その条件と判断と完成した博物館建築の関係を理解しているため、冒頭にあった苦情は少なくなるだろう。しかし、それらの関係を十分に理解していない利用者の場合には、それは単に「使いにくい」博物館建築に見えてしまうのかもしれない。

つまり、博物館建築は、博物館のミッションを建築空間化した結果ではあるが、そのプロセスにおいては、さまざまな現実的な条件を経て、さまざまな判断の積み重ねにより実現していることから、そのことを共有して利用しなければ、その性能を十分に発揮することはできない。そのため、建築を専門とする立場としては、学芸員をはじめとする博物館のスタッフには、その博物館建築がどの

ようにして博物館のミッションを翻訳したのか、そのことを理解したうえで利用してほしいと考えている。そして、今後博物館建築を建設する際には、その翻訳者と伴走者の存在を、より重視すべきではないかと考えている。

## 2 八戸市美術館のミッションの建築空間化

筆者は、現在、青森県八戸市にある「八戸市美術館」の運営に関わっている。1986年に開館した当館は、本格的な展示・収蔵施設への更新のため、2021年に新しい美術館建築へのリニューアルを行った。それに伴い、2016年に「八戸市新美術館整備基本構想」が策定され、そのなかで「新しい美術館のミッション」として、「『八戸の美』に迫るために」「『八戸の人』を育むために」「『八戸のまち』に波及させるために」が定められ、「美術館機能」「アートセンター機能」「エデュケーションセンター機能」の3つを軸とする美術館が構想された。筆者は、その後に行われた「八戸市新美術館建設工事設計者選定プロポーザル審査委員会」から八戸市に関わりはじめ、西澤徹夫、浅子佳英、森純平の3氏の設計による提案を選び、その後も「八戸市新美術館運営検討委員会」に関わったことから、現職に至っている。

当館は、そのミッションにあるように、「美術」そのものだけでなく、「人」を育むことを重視している。そのため、再開館後の美術館では、さまざまな美術品に出会える「展覧会」と、アートを通して人と人が出会い、学び、一緒に活動し、作品だけでなく新たな価値を生み出す「プロジェクト」の2つの活動を軸に事業を構成することとした。そして、その活動にふさわしい、展示や制作といったさまざまな機能に特化した「個室群」と、移動棚やカーテン、家具で自在に場所をつくることのできる活動を可能とする「ジャイアントルーム」によって構成される、特徴的な美術館建築が完成した。筆者は、そのミッションを建築空間化するための設計者の選定、それが建築物として完成するまでの八戸市と設計者のサポート、開館後の美術館の運営と、結果的にそのプロセス全体に伴走することができた。当館は、これまでの美術館建築を見慣れた人たちからは、非常に特異なものに見えている。しかし、当館のスタッフたちは、美術館のミッションとその建築空間化された美術館建築を理解していることから、その性能を十分に発揮した利用を実現できていると考えている。

# 博物館のコレクション管理と持続可能性

— 収蔵庫問題の本質を問う —

金山喜昭

## 1 コレクション管理概念の変遷

コレクション管理は、戦後日本の博物館の歩みと共に変遷してきた。1950年代の鶴田総一郎による博物館機能論の確立期には、収集・整理保管・調査研究・教育普及の4つの機能が相互に循環する構造が理論化されたが、当時は「コレクション管理」という考え方は存在しなかった。

1970年代以降、公立博物館の急増期には、各機能が個別業務として分化し、統合的管理の必要性が見過ごされるようになった。一方、欧米では1980年代頃から Collections Management の考え方が発展し、取得から処分まで一貫したシステム管理が重視されるようになった。1990年代のバブル崩壊以降、日本の博物館は行財政改革の影響を受け、人員・予算削減により管理体制が脆弱化した。2000年代に入ると、欧米のコレクション管理概念が日本にも導入され始めたが、既存の運営体制との整合が課題となっている。

現在、多くの博物館が収蔵庫問題に直面する中、鶴田の博物館機能論を基盤としつつ、現代的なコレクション管理システムを構築することが喫緊の課題となっている。

## 2 収蔵庫問題に至る経緯

現在多くの博物館が直面する収蔵庫問題の背景には、行財政改革による影響と管理体制の構造的問題がある。1990年代のバブル崩壊後の「失われた30年」において、博物館においても人員や予算が削減され、行政評価の導入により入館者数や顧客満足度などが重視されるようになり、コレクション管理業務の優先順位が相対的に低下した。

さらに、収集方針の不明確さや資料の受け入れ基準が曖昧なまま寄贈を受け入れてきたケースも多く見られる。加えて、コレクション管理が担当者個人の裁量に委ねられがちであったため、担当者の異動や退職に伴い、収蔵品の登録作業が滞り、未整理のまま収蔵庫に放置される資料が発生している。さらに、長年にわたり活用する見込みのない資料の処分方針が確立されていないことも、問題を複雑化させている。

こうした複合的な要因により、未整理・未活用資料の蓄積が進み、収蔵庫スペースの圧迫が深刻化している。もちろん、適正な収集・保管を行っても収蔵品は物理的に増加し続けるため、収蔵庫スペースの不足は構造的な問題である。しかし、その根本にある管理体制の問題を放置することは、博物館の持続可能性にとって重要な課題である。

## 3 博物館の持続可能性を保障するために何が必要なのか

博物館の持続可能性の確保には、制度化された管理体制の構築が不可欠である。収蔵庫が満杯状態ということは、博物館のすべての機能が停止するか、それに近い状態に陥っていることを意味する。収集活動を継続するには収蔵するスペースが必要であり、資料を後世に継承するには安全な保管環境の整備が不可欠である。調査研究においては収蔵資料がいつでも取り出せるよう整理保管されていることが前提となり、教育普及活動でコレクションを活用する際も、すべての資料にアクセス可能でなければ支障をきたす。

そのためには、まず収集や保管などコレクション管理に関するガイドラインや各作業の手順書の策定が前提となる。従来の個人依存からシステム依存への転換を図り、明文化された基準に基づく一貫した運営体制を確立することが不可欠である。これは個人の専門性に依存するのではなく、組織として専門

的判断を継続的に行える体制の構築を意味している。あわせて、除籍・処分についても適切な考え方を整理する必要がある。これは博物館のミッションとの適合性、学術的価値、保存上の安全性等を総合的に評価し、地域の文化的遺産を適切に継承するための専門的判断として位置づけられるべきである。

#### 4 博物館機能論を問い直す—コレクション管理による再構築—

今日の収蔵庫問題を根本的に解決するには、博物館機能の分断化を克服し、循環構造を再構築することが求められる。鶴田総一郎が確立した「収集・整理保管・調査研究・教育普及」の4つの基本的機能は、相互に循環構造を有することにより博物館の目的が達成されると、説かれた。

しかし、この理論が確立された当時公立博物館はまだ少なく、鶴田理論がどの程度、博物館の実際の運営に活用されたかは明確ではない。その後、多くの博物館が設立されるにつれて、理論上は循環構造を有するはずの4つの機能が、実務においてはそれぞれ独立した業務として扱われるようになっていく。本来であれば有機的に連携すべき機能が分断化され、循環構造という本質的な仕組みが実践面では十分に実現されないまま今日に至っている。現在では、鶴田理論の循環構造を前提とした博物館機能論が積極的に議論されることも少なくなり、理論と実践の乖離が顕著になっている。

この機能分断の問題を解決するため、鶴田の博物館機能論を「コレクション管理」の視点から再構築する必要がある。コレクション管理とは、欧米で発展した概念で、資料の取得から処分まで一連のプロセスを統合的に管理するシステムである。重要なのは、この概念が鶴田理論と矛盾するものではなく、その理論的枠組みを現代社会の要請に応じて発展させるものであることである。

具体的には、博物館の4つの機能に、以下の要素を統合的に組み込むことが必要である。

- ・コレクション管理方針の策定（方針決定プロセスの制度化）
- ・体系的なドキュメンテーション（情報管理システムの制度化）
- ・除籍・処分（評価・判断プロセスの制度化）
- ・社会的説明責任の確保（透明性を確保するシステムの制度化）

#### 5 除籍・処分の統合的実践

とりわけ従来の博物館運営で軽視されがちであった除籍・処分については、これを各機能に統合的に組み込むことが持続可能性を確保する鍵となる。博物館機能論における除籍・処分の統合は、単なる収蔵庫のスペース確保ではなく、博物館の使命に基づく適切なコレクション管理として位置づけられる。

収集機能では、博物館の使命や収集方針に合致しない資料や、人体に危険な物質を含む資料は収集対象にしない。整理保管機能では、著しく劣化・破損し修復の可能性がない資料や、有害物質を含む資料の除籍により、コレクション全体の安全確保を図る。調査研究機能では、博物館の研究方針に適合しない資料の除籍を行い、限られた研究リソースを価値ある資料に集中させる。教育普及機能では、教育方針に合致しない資料や、安全上問題のある資料の除籍により、適切な教育環境を確保する。

来歴が不明な資料については、遡及調査の費用対効果を評価し、博物館資料としての価値がほとんど認められないものは除籍を検討する。統合的運用には、安全性確保、使命との適合性、修復・活用の実現可能性、来歴調査の費用対効果などを総合的に評価する体制が不可欠であり、限られた予算・人員・時間を学術的価値の高いコレクション管理に集中させる専門的判断として除籍・処分を実施することで、博物館の持続可能性と社会的責任が実現される。

#### おわりに

博物館の持続可能性を確保するためには、従来の博物館機能論とコレクション管理を統合した新たな博物館機能論の構築が必要である。これは単に収蔵庫問題の解決にとどまらず、現代の博物館学における基盤的課題である。収集から教育普及に至る一連のプロセスが有機的に機能してこそ、博物館は真に持続可能な運営を実現できる。

# 今日の社会に求められる展示・公開

— 博物館をひらく観点から問う —

駒見和夫

## 1 展示の概念はどのように進展してきたのか

日本の博物館展示の概念は、目的とそれに適った方法、さらに学としての体系などの考究を経て、段階的に形成されてきた。明治期には、福沢諭吉や栗本鋤雲らがモノを示して見聞を広める手段を展示と捉え、その理解が始まった。昭和に入り、棚橋源太郎や木場一夫は教育と娯楽に資する公開手段と位置づけ、観覧者と博物館を結びつける中核機能の意義を強調した。1950年代には博物館学の枠組みから展示の理解を図るようになり、棚橋は資料の分類による体系的展示構成の重要性を示し、鶴田総一郎はモノと人とを効果的につなぐ教育普及の方法と見なして、教育活動との連携を重視した。さらに倉田公裕は、教育的配慮と観覧者の興味を引き出す演出を伴うコミュニケーションの形態であると論じた。

1980年代になると学的体系としての展示の理論化が試みられ、新井重三は博物館展示学の枠組みを提起し、提示と説明の空間を構築する行為である展示を理論化し、これを伝達（コミュニケーション）に位置づけて研究手法の確立を説いた。展示をマスメディアとする梅棹忠夫も展示学の確立を唱え、技術論にとどまらず記号論や教育学などとの学際的接続の可能性を示した。展示学とする主張は、現在では博物館学を構成する展示論としての理解となっている。1990年代以降は、展示を双方向のコミュニケーションとする認識が強化された。端信之は展示をメッセージ媒体と捉え、利用者がもつメッセージとの交流を目的に双方向性を有するとし、高橋信裕は現代の展示意義をリアルな空間における意味世界の表現と捉え、五感を通じたインタラクティブな体感としている。

博物館の導入から現代までの議論を追うと、観覧者との関係性を深める志向のもとで、展示概念が進展してきた。これは博物館の展示がどうあるべきかに目を向けたものであり、一方で「なぜ展示するのか」の追究、つまり博物館展示の本質的な意味への問いは希薄であった。

## 2 なぜ展示するのか

近代のミュージアムは、西欧において、私的な存在にあったコレクションを公共に位置づけたことで成立した。この思想の起点となる大英博物館法（1753）では、ミュージアムやコレクションは一般の利用と公衆の利益のために保存し維持されるものとし、それらの収蔵品は公共の利用のために後世に残し保存されるとした。そのうえで、希望するすべての人が訪問・観覧できることを定めている。また、フランス革命期に提示された『公教育の全般的組織に関する報告および法案』（1792）は、ミュージアムを公教育の制度に組み込み、計画的に配置して、一般の人たちに無償で公開されるとした。このような思想を軸に公共機関としてのミュージアムが発達してきた。

つまり、公衆の利益としてコレクションをすべての人へ公開することが、近代ミュージアムの原則なのである。そのコレクションをひろく公開する公共的空間が展示であり、公衆の利益を実現する軸として教育の役割を強化する志向をもって進展してきた。展示は公開の保障、言い換えればミュージアムの存在意義とアイデンティティを体現する営みであるとの認識を、あらためて明確にすべきと考える。

### 3 どのように展示してきたのか

日本の博物館展示は、とりわけ 1980 年代以降、一方的な知識伝達の教示型（学術的権威性を重視）から、双方向のコミュニケーションと捉える展示理論のもとで、観覧者の主体性を引き出すものへと展開してきた。美術の展示においても、静的・権威的なアート観にとらわれず、観覧者との関係性や社会的な文脈に視座を置くものが増えている。この背景には、生涯学習社会の進展による博物館の社会的役割の高まりや情報化社会の進展、観光資源としての価値への注目がああり、博物館が地域社会における対話と共創の場として再構築されつつあることを示している。

展示方法では参加体験型の手法が一般化してきた。資料や作品を触察し、展示物を操作し、関連のワークショップに参加したりすることで、対象への理解が知的なものにとどまらず、身体的・感覚的なレベルにまで拡張されることを意図したものである。こうした知覚アプローチは、知識の伝達とともに学びと記憶の定着を促している。さらに ICT の進展は、展示空間の双方向性を一層強化させてきた。観覧者が自ら情報を選び能動的に関与できるよう、タッチパネルの活用や AR（拡張現実）、VR（仮想現実）、プロジェクションマッピングといった先端技術の導入が進み、観覧者が直感的に展示へアクセスできる環境構築もひろがりを見せている。

このような技術的・社会的変化の中で、博物館展示は利用者の能動性をいかに引き出すかが重視されている。楽しさや驚きといった感情的要素を取り入れた演出、対話型鑑賞やサイエンスコミュニケーションなど展示を通じた対話の創出も重要な要素である。こうした動向は展示の自立性やオリジナル性を減じる面をもつが、礼拝的な価値以上に機能的価値を発揮する展示への変化といえる。美術館では空間全体を作品とするインスタレーションや、メディアアートによる没入的で能動的な体験も拡充されている。

### 4 どのような展示に変わるのか

博物館展示はメッセージを発信する行為であり、社会性をもつ。現代の双方向性の展示はこのメッセージ性を強くしており、明確なポリシーに基づく構想が不可欠である。双方向性の進展は展示の社会性を強化し、開放性が一段と進んだ公共空間として博物館を再定義することになり得る。双方向のコミュニケーションを展開するには、多様な人たちがそれぞれに意味を受け取れるよう、展示の空間や構成には複合的視点を内包する工夫が求められる。そのような技術や手法への注視と構築は大切であるが、それとともに、「なぜ展示するのか」という根源的な問いに向き合うことをしなければ、博物館は本質的な価値を失ってしまう。

すべての人の利益に焦点を当て、自由な公開と保存の空間が博物館展示である。その理念に立脚してこそ、収集して伝えてきたコレクションを物理的にも心理的にも、ひらくことが可能になると考える。

#### 主要参考文献

- 新井重三 1981 「I 展示概論」『博物館学講座』7、雄山閣
- 梅棹忠夫 1982 「日本展示学会の主旨」<http://www.tenjigaku.com/about/statement.html>（2025.6.20 閲覧）
- 倉田公裕 1979 『博物館学』東京堂出版
- 木場一夫 1949 『新しい博物館－その機能と教育活動』日本教育出版社
- 高橋信裕 2019 「展示と展示学」『展示学事典』丸善出版
- 棚橋源太郎 1930 『眼に訴へる教育機関』宝文館
- 棚橋源太郎 1950 『博物館学綱要』理想社
- 鶴田総一郎 1956 「博物館学総論」『博物館学入門』理想社
- 端 信之 2010 「博物館における展示の役割」『展示論－博物館の展示をつくる』雄山閣

# ガラパゴス化した日本の博物館専門職

— 英米館の職種細分化との対比から考える —

瀧端真理子

## 1 日本の博物館専門職の特殊性

日本の学芸員は職種としての専門分化がきわめて緩やかで、国際的に見れば特殊な状況にある。日本では学芸員の採用に際し、扱う資料に即した学問的個別分野（歴史、美術史、考古、民俗、自然史等）の専門性が問われることが多く、大規模館では教育普及担当や保存科学担当としての採用が少ないながら存在する。また、公立直営館の場合、事務部門は行政事務系職員が着任し人事異動の対象となるため、博物館経営の専門家が育ちにくい環境にある。公立館の場合、学芸員として採用された職員がキュレーターの仕事に加えて、資料の管理や教育普及、評価、IT関連業務、広報、来館者サービス等の幅広い分野を担うのが実情で、研究職としての地位が確立されていない館が大半を占める。「雑芸員」という言葉が自嘲を込めて用いられ、学芸員の待遇改善や専門分化が常に議論に上る背景には、こうした日本の特殊事情がある。

## 2 米国ミュージアムの仕事の分類と求人

アメリカ博物館同盟 (AAM) 出版の書籍では、ミュージアムには標準的な組織図がない、としながらも、ミュージアムの仕事を次の6タイプに分類している。①コレクション、モノと展示の取り扱いと管理(キュレーター、レジストラ、コレクション・マネージャー、保存修復担当、展示担当 [マネージャー、開発者、デザイナー、製作者]、アーキビスト、ライブラリアン、知的財産権管理者)、②教育、インタープリテーション、プログラム策定、評価担当 (エデュケーター)、③マーケティングと広報 (デザイナー、ライター)、④来館者サービスと来館者体験 (来館者サービス管理者、来館者体験管理者、ボランティアとドナーの管理者)、⑤資金調達と開発担当 (ファンドレイザー)、⑥管理と運営 (セキュリティと施設管理、ITスタッフ、施設レンタル、財務、会計、法務、人事、資産管理、最高執行責任者、最高財務責任者、館長)。しかし、小規模なミュージアムではこれらの責任の多くが統合され、ハイブリッドな役職が生まれていると記載している。

AAMの会員サイトには関連求人情報が掲載されており、2025年6月26日時点で98件の求人が掲載されている。職種は各求人のJob Functionの部分を見るか、各求人のタイトル (例えば、Adult and Community Programs Coordinator や、Collection Cataloger 等) を見ていく必要があるが、多様な細分化された求人がなされている。

## 3 英国ミュージアム求人情報の分析

イギリス博物館協会 (MA) の会員サイト内求人情報には、2025年6月26日時点で41件の求人とインターンシップ1件が掲載されており、13の仕事領域にタグ付けされている。タグの内訳と求人件数は、アクセスとアウトリーチ (1)、商業活動 (1)、保全 (5)、キュレーションとコレクション (6)、教育と学習 (5)、展示会・展示 (2)、財務と管理 (2)、資金調達 (1)、ガバナンス (2)、マーケティングと広報 (3)、運営と設備 (2)、その他 (7)、ビジターサービス (4) となっている。

また個別館の事例として、ヴィクトリア&アルバートミュージアム (V&A) を取り上げてみると、

V & A とその子会社（V & A エンタープライズ等）の平均従業員数（フルタイム換算）の内訳は、2023-24 会計年度で、自主収入の創出（Generating voluntary income）112 名、取引（Trading）161 名、収集及び学習 726 名、特別展 55 名、計 1,054 名であった。正社員率は 2021-22 会計年度以降、一貫して 71% であり、2023-24 会計年度の任期付き契約が 13%、ゼロ時間雇用（雇用主が必要に応じて労働者を呼び出して仕事を与え、実労働時間に応じて賃金を支払う）が 16% になっている。

V & A は、V & A 子ども博物館を 2023 年にヤング V & A として再開、2025 年 5 月に V & A East ストアハウスを開館し、2026 年春には V & A East ミュージアムの開館を予定している。これに合わせて、2025 年 3 月時点の公式サイトでは、V & A East が 70 を超える常勤職を創出するとアナウンスしており、実際に 3 月 9 日から 6 月 20 日の間に V&A 全体で 85 件の求人が掲載されている。

#### 4 日本での課題

日本の学芸員制度の良さは、職務が細分化されていないために、学芸員と市民の間の距離が近く、市民が専門知識を持つ学芸員による教育普及活動に参加できたり、学芸員と一緒に調査や資料収集等ができる点にある。これは教育基本法制定当時から、博物館が社会教育施設として位置付けられてきた結果でもあり、何より人手もお金もない中で、学芸員が多くの業務を担ってきた結果でもある。英米型の職務細分化が行われた場合、この市民との距離の近さが失われるとすれば、それは残念なことと言える。

また、博物館の定員増を行わずに、現状の日本の博物館で職種を細分化し採用を行う場合、学芸員のポストを削って他職種の人を採用ないし異動させることになり、その場合、博物館の調査研究や収集能力の低下が懸念される。

一方で、少子高齢化や東京一極集中が進む日本社会で、各地の博物館が存続し続けるためには、経営面を中心とした創意工夫が求められる。博物館がより繁栄し、多くの雇用を生み出すことができるように、事務部門も含めた多領域にわたる専門性の獲得を私たちは進めなければならないし、日本社会全体の雇用環境の変化を見極めながら、職種の細分化をも視野に入れた専門職養成についての議論を進めるべきであろう。

##### 引用・参考文献

Greg Stevens and Wendy Luke eds., 2012. *A Life in Museums: Managing Your Museum Career*, The AAM Press of the American Association of Museums

瀧端真理子 2024 「地域の魅力を掘り起こす学芸員」日本社会教育学会編『現代社会教育学事典』東洋館出版社、pp.82-83

瀧端真理子 2025 「COVID-19 期を中心とした V & A の経営戦略」追手門学院大学博物館研究室『Musa（博物館学芸員課程年報）』第 39 号、pp.19-46

# 博物館実践の多様性を描く

— 鶴田博物館論から伊藤博物館論へ —

栗山 究

## 1 問題の所在：日本の博物館学をめぐる状況

- 日本では1990年代以降、個別の博物館論・博物館研究の蓄積の一方、学問（博物館学・社会教育学）としての体系的な理論的蓄積とその批判的継承への志向性は、脆弱な傾向がある。

cf. 前回シンポジウムの到達点

- 上記現状下で展開する伊藤寿朗の博物館論

cf. 第n世代博物館像の提唱、地域志向型博物館論の限界論、博物館法制の2022年改編

とはいえ、伊藤の博物館論を総体として読む限り、以下の下線部は、2020年代の日本社会においても、乗り越えられていないのではないか。

- (1) 第三世代の博物館像（第1世代：保存 第2世代：公開 第3世代：参加）
- (2) 博物館の三類型（中央志向型博物館 地域志向型博物館 観光志向型博物館）
- (3) 市民と博物館との関係（主体 客体 権利者）

## 2 伊藤による機能主義博物館論（鶴田論）批判

- 鶴田総一郎と伊藤の関係は1967年度頃、当時法政大学学生であった伊藤が鶴田の担当する博物館学・博物館実習の授業を受講したことに始まる。
- 以降、伊藤は鶴田の博物館論の枠組み（※1）を受容して博物館実践を把握しよう（機能主義博物館論）と努めるものの、当該枠組みだけではこぼれ落ちてしまう博物館実践との邂逅（※2）とともに、1970年代以降、鶴田論の枠組みを博物館論の本質と捉える見方が、政策的（施設運営）にも理論的にも定着してゆく過程で、「学芸活動の自由を保障する博物館」の在り方を問い続けた。→地域志向型博物館という実践分析枠組みへ
- このように伊藤は1990年度の急逝まで、鶴田論を批判的に受容（※3）する立ち位置を採っていた。

※1 博物館の内在的機能（資料の収集・保管・調査・研究・公開・教育を通じた博物館学芸活動）の構造化

※2 地域社会に根ざした学習センターを志向した豊橋向山天文台・大池児童館における金子功の博物館教育実践（後継する東栄町立御園天文科学センターそして私立御園高原自然学習村での金子の一連の実践を含む）

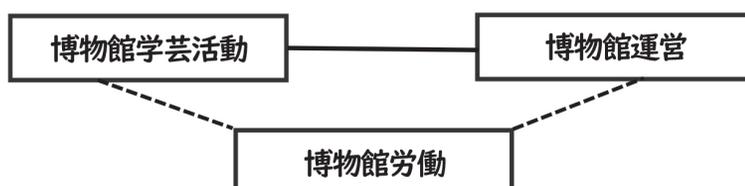
※3 伊藤の鶴田論批判の要点は、「博物館の内在的機能の構造化」だけではこぼれ落ちてしまう実践が捨象されてしまう点に加え、鶴田論が論理内在的に自己展開を可能とする理論であることに関する陥穽点も挙げられる（栗山2011）。

## 3 現代博物館実践の多様性を描く

### 現代の博物館の矛盾構造

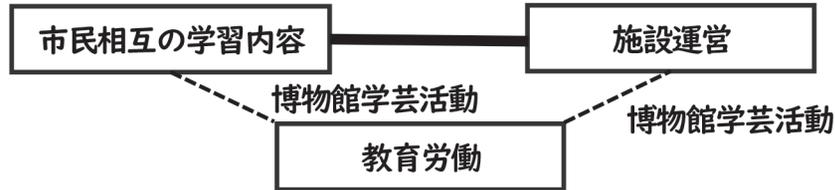
現代博物館における社会との関係は（中略）〔図表2〕のように、抽象化の位相が異なる三つの社会的契機に媒介された領域として存在している。（伊藤1991：172-175）

〔図表2〕現代博物館の社会的契機



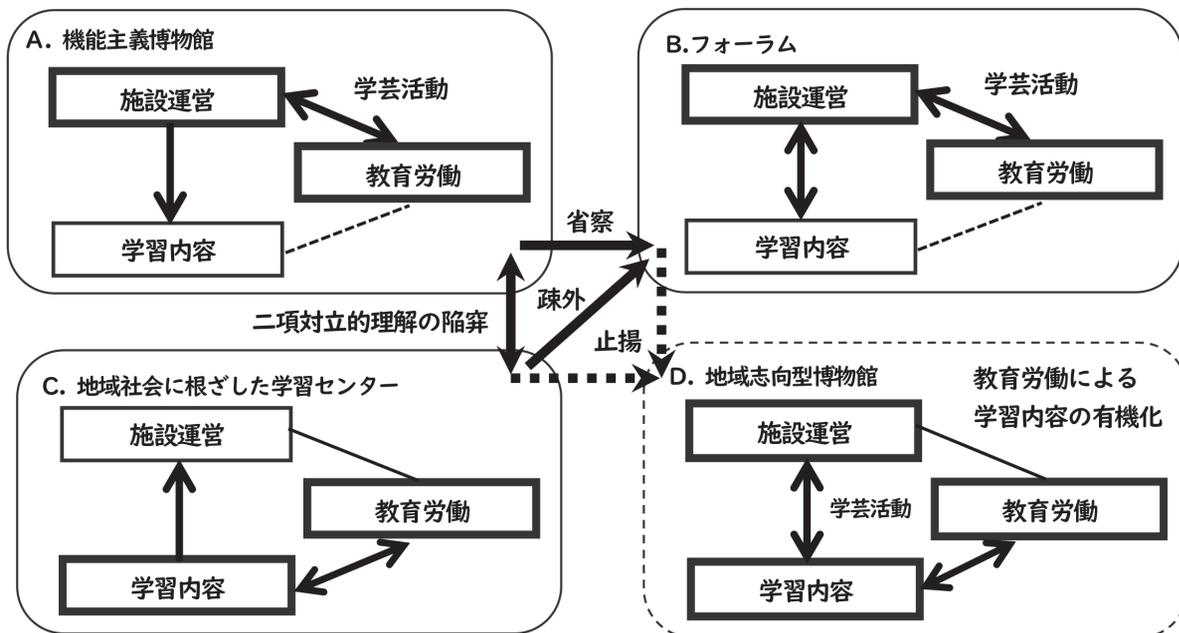
- この「現代博物館における社会との関係」を、同じく伊藤によって組み込まれた社会教育論の視点（「市民」の「学習-教育」論）を軸に捉えると、「博物館学芸活動」の内実と位相は「市民相互の学習内容」に媒介され得ることがわかる（下図）。同時に「博物館運営」は博物館法制（内外含む）あるいは諸政策に媒介された「施設運営」として現象し、「博物館労働」は、今日では新自由主義の要因も含め、今日では「学芸員」の実践とともに、「市民」「その他の博物館の事業に従事する人材」をも包摂して、措定される（教育労働）（参考：栗山ほか 2012：136-138）。

図：現代博物館における博物館実践の分析枠組み



- そして、日本における既出の博物館論を踏まえる限り、現代博物館における「市民と博物館との関係」は、それぞれの地域社会におけるそれぞれの実践（課題）の局面に応じ、以下四種の実践分析枠組みから把握できる（栗山 2013）。

A. 機能主義博物館 B. フォーラム C. 地域社会に根ざした学習センター D. 地域志向型博物館



- 「市民相互の学習内容」は「施設運営」の領域に留まるものではないだろう。「施設運営」が「市民相互の学習内容」を統一する分析枠組み（フォーラム）のなかに「市民相互の学習内容」に寄り添う視座から「施設運営」と「教育労働」の在り方を捉え返していく現代博物館実践（市民相互の学習内容に根ざした学芸活動の内在化、教育労働による学習内容の有機化）の在り方が問われて久しい（地域志向型博物館）。

引用・参考文献

伊藤寿朗 1991「社会教育施設論：博物館」小川利夫・新海英行編『新社会教育講義』大空社  
 栗山 究 2011「日本における『機能主義博物館論』の一展開 4 - 伊藤寿朗博物館論の視点からみるその理論的問題」早稲田大学教育学研究科紀要『早稲田大学教育学研究科紀要』別冊 18号-1  
 栗山 究・阿知良洋平・日高昭子 2012「社会教育の視点から見た“平和博物館実践”の分析枠組み」日本社会教育学会編『日本社会教育学会紀要』No.48  
 栗山 究 2013「社会教育の視点から見た平和博物館研究の課題」日本社会教育学会・韓国平生教育学会編『第4回日韓学術交流研究大会：社会教育・平生教育と平和』





ラ・ピシーヌ（写真提供：瀧端真理子）

主催：これからの博物館学を考える会（代表：金山喜昭）

共催：株式会社雄山閣

後援：公益財団法人日本博物館協会・全国大学博物館学講座協議会・  
全日本博物館学会・日本展示学会・  
日本ミュージアム・マネジメント学会